

ウィズ・アフター・コロナに向けて

目指せ!

起業・新事業

飯田市起業家ビジネスプランコンペ

最優秀者には 最大**100**万円

起業家部門(業歴5年以内).....奨励金 最大**50**万円×4人

移住起業家部門 .....奨励金 最大**50**万円×1人  
(令和4年1月以降に移住した[予定含む]方)

一般企業部門(業歴制限なし).....奨励金 最大**50**万円×4人

3部門のうちもっとも優秀な方には 最大**50**万円プラス

応募される方は、まずはエントリーシートをご提出ください

●エントリー期間 令和4年 7月4日(月)～8月5日(金)

エントリーされた方は、飯田商工会議所の「チャレンジ起業相談室」にて経営指導員の指導を受けながら、提出書類を作成していただきます。起業家部門、移住起業家部門に応募される場合は、起業講座「いいだ創業塾」受講をお勧めします。

第一次審査の書類提出 令和4年8月19日(金) 17:00締切

※一次、二次審査を経て、結果発表は10月中旬頃予定

●提出先・お問合せ先

飯田市工業課(エス・バード内) ☎ 0265-22-5644

✉ kougyou@city.iida.nagano.jp

(共催) 飯田商工会議所 中小企業相談所

(後援) 長野県南信州地域振興局、八十二銀行、飯田信用金庫、長野銀行  
長野県信用組合、長野県信用保証協会、日本政策金融公庫



# ウイズ・アフターコロナに向けて 目指せ! 起業、新事業



応募される方は、まずはエントリーシートをご提出ください。  
エントリーされた方は、飯田商工会議所の「チャレンジ起業相談室」にて経営指導員に相談の上、提出書類を作成していただきます。一次、二次審査を経て、受賞した3部門計9者の方には、それぞれ最大50万円の奨励金を授与します。さらに最優秀者にはプラス50万円、合計最大100万円の奨励金を差し上げます。

〔表彰起業家への支援〕

**起業家部門 (業歴5年以内)**  
**奨励金最大50万円×4者**  
**移住起業家部門 (予定含む)**  
**(令和4年1月以降に移住した方)**  
**奨励金最大50万円×1者**  
**一般企業部門 (業歴制限なし)**  
**奨励金最大50万円×4者**

**エントリー期間** **令和4年7月4日(月)～令和4年8月5日(金)**

※エントリーシートは8/5まで ※一次審査の書類提出8/19まで

**最優秀者には最大100万円**

## 応募資格

※詳しくはホームページ等で募集要項をご確認ください。

- (1) ①起業家部門:これから起業する方または業歴5年以内の中小規模事業者で新しい事業に取り組む方  
②南信州地域(飯田市・下伊那郡)以外から飯田市に令和4年1月1日以降に移住した方または令和5年3月31日までに飯田市へ移住して、起業しようとしている方  
③一般企業部門:業歴は問わず、中小規模事業者で新しい事業に取り組む方
- (2) 飯田市税を滞納していない方
- (3) 事業を行うに当たり必要な許認可等を有し、かつ、法令等に違反していない方
- (4) 公民権の停止を受けていない方
- (5) 公の秩序または善良の風俗を害しない、社会通念上、適当と認められる事業を行う方
- (6) 暴力団員等反社会的勢力と認められる者(関係している者を含む)でない方。反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける(受けている)場合もエントリーの対象外とします。

※ 任意の団体で申請する場合は、代表者の名前の横に団体名を記載してご応募ください

## 応募方法

- (1) エントリーシート提出  
エントリーシートを期間内に窓口を持参または郵送もしくはEメールにより提出してください(ファイルはWord形式とPDF形式の2種類でご提出ください)。窓口を持参または郵送した場合は、ご提出後にEメールでも同様のエントリーシートをご提出ください。エントリーシートについては、飯田市のホームページからダウンロードをお願いします(当方で印刷や郵送はしません)。
- (2) 起業講座の受講  
起業家部門、移住起業家部門に応募される場合は、令和4年7月24日(日)及び令和4年7月31日(日)に開催する起業講座「いいだ創業塾」を受けて頂くこと創業前の準備の参考になるため、受講をお勧めしています。
- (3) 経営指導員による指導  
一次審査の書類の作成に関しては飯田商工会議所の経営指導員によるアドバイスを受けていただきます。
- (4) 一次審査の書類提出  
一次審査の書類を期間内にEメールにより提出してください(ファイルはWord形式とPDFの2種類でご提出ください)。

## 審査基準

第一次審査、第二次審査を通して、次の観点から審査します。

- ・新規性に対する評価(新規性、独創性、競合優位性など)
- ・地域貢献性に対する評価(地域社会への貢献度、地域資源の活用、環境貢献性、雇用の維持・創出など)
- ・実現可能性及び安定運営性に対する評価(市場性、採算性、持続性・成長性、起業家の知識、能力、意欲、経験など)
- ・ウイズコロナ・アフターコロナに向けた新しい商品やサービスの創意工夫に対する評価  
(ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた事業展開、新たな需要への対応など取り組んだ内容)

## 審査方法

- ・第一次審査 (書類審査)
- ・第二次審査 (プレゼンテーションと面接審査)

## 審査・表彰の日程(予定)

- ・第一次審査(書類審査) 令和4年9月上旬～中旬頃
- ・第二次審査(プレゼンテーションと面接審査) 令和4年9月中旬～下旬頃
- ・審査結果発表・表彰 令和4年10月中旬頃(記者発表あり)

## 奨励金について

- ・令和5年3月末までに事業を始めた実態が確認できた場合のみ、起業奨励金を支給します。
- ・奨励金は選定を受けたビジネスプランを実施する費用のみに使用でき、使途に関する証拠書類や経営状態の把握に必要な書類の提出を求めます。

## 〈応募に関する留意事項〉 ※詳しくはホームページ等で募集要項をご確認ください。

①応募については、飯田市内で起業していただくビジネスプランを対象とします。②応募者及び応募のあったビジネスプランの詳細に関するご質問やお問い合わせには、一切お答えできません。審査結果については概要を公表します。③提出書類に不備や記入もれがあった場合、審査の対象外となります。また、提出書類に不備や記入もれがあった場合でも当方から連絡はいたしませんので、提出前に書類を確認してください。④提出書類は返却いたしませんので、控えは各自の責任でご準備ください。⑤エントリーされた方の氏名およびビジネスプランの概要について、市の広報およびホームページ、報道機関等に公開します。なお、公開により生じたトラブルについては、飯田市は責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。⑥提出書類の記入は日本語とします。⑦提出書類は、本事業の目的以外には使用いたしません。応募されたビジネスプラン等は、審査会で公表されることに同意したものと取り扱います。⑧応募に際して、参加料はかかりませんが、本事業の参加に係る一切の経費(ビジネスプラン等の書類作成費、通信費、郵送料、交通費等)は、応募者の負担となります。⑨飯田市は、提出書類に係る内容について応募者に対価を支払うことなく記録し、および保存する権利を取得します。⑩提出書類(ビジネスプラン等)の知的財産権等は応募者に帰属しますので、応募者の責任において法的保護の対策など対応してください。⑪提出書類(ビジネスプラン等)の内容が第三者の知的財産権等に損害を与えた場合は、応募者の責任において対応してください。市は責任を負いません。⑫次に該当する場合は、応募を無効または表彰の付与を取り消します。(ア.応募資格に違反する事項があった場合 イ.本事業の目的を損なう行為または虚偽の記載等があった場合 ウ.法令違反や反社会的勢力との関係など、社会通念上、表彰者としてふさわしくないと認められる場合 工.第二次審査を辞退または理由なく欠席した場合) ⑬審査結果と審査会による評価を事務局より応募者全員にご連絡いたします。ただし審査委員に直接お問い合わせいただくことはできません。⑭令和5年3月末までに開業できなかった場合、奨励金の交付は支援の対象外となります。⑮審査結果の問い合わせ及び選定等に関する異議等は受け付けません。⑯奨励金は、飯田市からの出資や融資ではありません。⑰奨励金に関する税務上の取り扱いについては、税理士等の専門家にご相談ください。⑱公的資金で助成する事業として、最低3年間は経営状況を確認できる書類や使途に関する証拠書類の提出を求めます。また奨励金を当該ビジネスプランの事業以外の目的に使用した場合は、返還を求めます。⑲表彰は、事業の成功を約束するものではありません。また、資金調達(融資)を約束するものではありません。融資については、別に金融機関の審査を受ける必要があります。